

水道メーターの検針に協力を 12月20日(水)～26日(火)

- ◆メーターの上に物を置かない
- ◆犬を飼っている人は、この期間はメーターから離れた場所につなぐ
- ◆「検針できませんでした」のお知らせが投函されていたら、メーターの指針を確認して連絡する

※井戸水を使っている人は、使用開始・廃止・人数変更などがある場合は連絡してください。

●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

漏水の早期発見のために



水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使っていないときでも水が出ていたり、家の周りでいつも湿っていたりする場所はありませんか。

水道メーターの取り替えに協力を 1月5日(金)～31日(水)

メーターは、計量法に基づき8年に一度取り替える必要があります。

メーターを取り替えに、委託業者が訪問します。取替期間の1週間前までに、はがきで通知します。※作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇雑餉隈町◇大池	(有)西南空調 ☎(504)0819
◇瑞穂町3・4丁目 ◇錦町◇瓦田	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
◇紫台◇横峰 ◇若草◇畠ヶ坂	(有)木本設備工業 ☎(513)3688

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

下水道排水設備の指定工事店・工事責任技術者の登録 (令和6年度)

- 申請書類配布期限 1月26日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●配布場所

- ◇料金施設課（市役所新館2階）
- ◇市ホームページ



- 申請期間（新規・更新） 1月15日(月)～26日(金)(土・日曜日を除く)

- 申請時間 午前9時～午後4時

●申請と問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928